**○近畿地方整備局告示第百二十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

別表の項六、指定の有効期間の欄中「平成二十年四月二十四日から五年間」に改める。

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

四月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国のＴＰＰ交渉参加に係る日米合意に関する質問主意書（大串博志提出）

生活保護基準切り下げと、それに伴う低所得者対策への影響に関する質問主意書（長妻昭提出）

安倍晋三内閣総理大臣の憲法観に関する質問主意書（長妻昭提出）

## 参議院

**議事日程**

四月十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

平成二十五年四月十九日（金曜日）

午前十時開議

第一　公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

**議案付託**

四月十八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案（閣法第一五号）　農林水産委員会に付託

**議案送付**（予備審査）

四月十八日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治外七名発議）

**質問主意書提出**

四月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

安倍首相の所信表明演説において日朝国交正常化に触れない理由に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八〇号）

**報告書提出**

四月十八日委員長から次の報告書を提出した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第三号）審査報告書

# 人事異動

## 内閣

故マーガレット・サッチャー元英国首相の葬儀に参列する特派大使を命ずる　森　喜朗

期間は平成二十五年五月一日までとする（四月十六日）

○財務大臣臨時代理　国務大臣　新藤　義孝

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　新藤　義孝

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上四月十八日）

## 総務省

三浦　昇　酒井　善則　佐々木ふをり

篠崎　悦子　島村　博之　菅　美千世

清野幾久子　関口　博正　多賀谷一照

辻　正次　東海　幹夫　長田　三紀

永峰　好美　南雲　弘行　樋口　清秀

二村真理子　宮本　勝浩

情報通信行政・郵政行政審議会委員に任命する（各通）（四月十八日）

## 防衛省

（統合幕僚監部防衛計画部防衛課）一等空佐　門間　政仁

航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課部隊訓練第１班長を命ずる（航空自衛隊第五術科学校副校長）同　宮野智加良

第１１飛行教育団副司令を命ずる（統合幕僚学校教育課第１教官室学校教官）同　安永　幸生

航空自衛隊第五術科学校副校長を命ずる（第１１飛行教育団副司令）同　田崎　隆二

航空中央業務隊付を命ずる（第六航空団）同　久保田隆裕

航空自衛隊幹部学校付を命ずる（以上四月十五日）

## 会計検査院

（外務省在デトロイト日本国総領事館領事）外務事務官　竹内みどり

会計検査院事務官（事務総長官房調査課国際業務室長）に転任させる

（事務総長官房調査課国際業務室長）会計検査院事務官　古賀　京子

外務省に出向させる（以上四月十一日）

# 官庁報告

## 官庁事項

**農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同法第19条第３項において準用する第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成25年４月22日　農林水産大臣　林　芳正

まいわし・まさば・まあじ隠岐海峡地区特定漁港漁場整備事業計画の案

(1)　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成25年４月22日から平成25年５月12日まで

(3)　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部整備課

水産庁境港漁業調整事務所

島根県農林水産部漁港漁場整備課

島根県隠岐支庁水産局水産グループ

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

**抜海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり抜海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成25年４月22日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、抜海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局稚内開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

**農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成25年４月22日　農林水産大臣　林　芳正

1　登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成25年４月22日から平成25年５月12日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局室蘭開発建設部、登別市役所及び白老町役場

2　厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成25年４月22日から平成25年５月12日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局釧路開発建設部及び厚岸町役場

3　北海道第３種及び第４種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案